

平成 30 年度 文部科学省への予算要望事項

全国特別支援学校知的障害教育校 P T A 連合会

会長 石見 佐知子

1. 関係機関との連携を図った「個別の教育支援計画」の策定と活用

特別支援学校においては、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した教育的支援を行うため、医療・福祉・労働等のさまざまな側面からの取組を含めた「個別の教育支援計画」を活用した効果的な支援が進められています。子供たち一人一人に必要な支援が提供され、学年や学校が変わる際にも、その内容がしっかりと引き継がれるよう、さらなる仕組みを推進していただくようお願いいたします。また、次期学習指導要領においては、「通級による指導を受ける児童生徒及び特別支援学級に在籍する児童生徒に対する『個別の教育支援計画』や『個別の指導計画』の全員作成」が記されておりますが、このことが周知徹底されますようお願いいたします。

2. 「特別支援学校設置基準」の策定

全国的に特別支援学校の児童生徒数の増加が進み、在籍者数はこの 10 年間（平成 17 年～平成 27 年）で 36,282 人増加しています。特に、知的障害特別支援学校においては大変際立った増加があり、普通教室を確保するために一つの教室を分割利用したり、図書室や作業室等を特別教室に転用したり、知的障害特別支援学校における教室不足は深刻な状況です。幼稚園から小・中学校、高校、大学、専門学校まで全てにある「設置基準」を特別支援学校においても策定し、一日も早い教育環境の整備、教育の適正化を図っていただきたく、お願いいたします。

3. インクルーシブ教育システム構築のための条件整備

(1) 交流及び共同学習のさらなる充実

特別支援学校と幼小中高等学校との間、特別支援学級と通常の学級との間でそれぞれ行われている交流および共同学習は、障害のある子供たちにとっては、経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てる上で大きな意義があります。また、障害のない子供たちにとっては、障害のある子供たちと共に学ぶ中で、多様性を尊重する心を育むことができ、共生社会の形成に目を向けた子供の成長にも深く関与します。このような交流及び共同学習を計画的・継続的に実施することで、さらに障害理解が進み、お互いに歩み寄れるものと思いますので、さらなる推進をお願いいたします。

(2) 適切な支援体制を構築するための財源措置の拡充

知的障害の子供たちの中には、医療的ケアを必要とする子もおり、増加している状況を踏まえると、学校に看護師を配置し、医療的ケアの実施等を行うことが必要です。また、適切な支援を受け、より充実した教育を受けるために、作業療法士・言語聴覚士・理学療法士等の専門家、合理的配慮協力員、早期支援コーディネーター、就労支援コーディネーター等の人的配置に係る財源措置の拡充をお願いいたします。

(3) ICT を活用した教材・支援機器の開発および整備への支援

全国の知的障害特別支援学校の各教科、領域・教科を合わせた指導、コミュニケーション支援などで ICT 機器等を効果的に活用した授業づくりの実践には、大きな期待があります。引き続き、個々の教育的ニーズに応じた ICT を活用した教材・教具の開発、支援機器の一層の充実をお願いいたします。

4. 教員の専門性の向上・指導体制の充実

特別支援教育に関する教職員等の専門性の向上・指導体制の充実のために現職の特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状取得のための認定講習等の受講促進を進め、その後も研修を通じた専門性の向上を図っていただくようお願いいたします。また、小・中学校等の教員についても、研修等を通じた特別支援教育に関する基礎知識の修得が必要であり、これらの教員を対象とした特別支援教育に関する校内研修や教育委員会等の主催する研修を充実していただくようお願いいたします。また、多様な子供たち一人一人の状況に応じた教育のために、安定的・計画的な教員採用、配置をお願いいたします。

5. 高等学校段階における特別支援教育の推進

小・中学校等においては、通常の学級、通級による指導、特別支援学級と、連続性のある多様な「学びの場」が整備されているのに対し、中学校卒業後の進学先は、主として高等学校の通常の学級又は特別支援学校高等部に限られています。中学校から引き続き通級による指導を必要とする生徒や、小・中学校等で通級による指導及び通常の学級における支援を受けなかったことにより、困難を抱えていたり、二次的な課題が生じる生徒に対しては、高等学校における適切な指導や支援、高等学校における「学びの場」の早急な整備が必要です。特別支援教育、通級による指導の意義の理解、校内の支援体制等、課題も多いことと思いますが、子供たちが適切な教育支援を受けながら、充実した学校生活を送れるよう、高等学校における通級指導の制度化に向けた体制整備の推進をお願いいたします。

6. 障害者権利条約・障害者差別解消法への対応

平成 27 年 11 月 26 日付 27 文科初第 1058 号の「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針について（通知）」の中で、「学校教育分野は、障害者との関係性が長期にわたるなど、固有の特徴を有することから、各教育委員会においては、法に適切に対応するため、学校教育に係る都道府県対応要領及び市町村対応要領又はこれらに類するガイドラインを作成するよう努めること」との記載があります。「合理的配慮に関する教育分野のガイドライン」の作成が必要です。合わせて全国の学校現場等において適切な対応がなされるための周知徹底、事例の蓄積をお願いいたします。

7. 生涯学習の充実

今年度から貴省生涯学習政策局に「障害者学習支援推進室」が新設され注目しています。教育、スポーツ、文化の施策全体にわたり、障害者の生涯を通じた多様な学習活動を支援するため、福祉・保健・医療・労働等の関係部局と連携した進学・就職を含む切れ目ない支援体制の整備、障害のある子供の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する特別支援教育、障害者スポーツや障害者の文化芸術活動の振興等の施策が総合的に推進され、大きな期待感があります。障害があっても、夢と希望を抱き、豊か

な生活を送れるよう、生涯に渡る障害者学習支援の促進と充実をお願いいたします。

8. 特別支援教育就学奨励費の継続・充実

障害のある幼児児童生徒が特別支援学校や小学校・中学校の特別支援学級等で学ぶ際に、保護者が負担する教育関係経費について、特別支援教育就学奨励費としての補助をいただき、ありがとうございます。特別支援教育の普及奨励、教育の機会均等のため、特別支援教育就学奨励費が継続・充実しますようお願いいたします。

9. 大規模災害への備え

(1) 学校施設・設備の耐震化と備蓄の整備

私達は、東日本大震災や熊本地震等の大規模な地震災害だけでなく、異常気象によるさまざまな災害を経験してきました。国内のあらゆる地域で自分自身に起きることとして充分備えていかなくてはなりません。また、学校が安全・安心な場所であるためには、学校施設の非構造部材を含めた耐震化を図ることはもとより、飲料水・食料等の備蓄品、必要な防災用品の準備も必須です。どの地域においても格差なく備えられるよう、予算措置を講じていただくことを御検討ください。

(2) 避難所生活を余儀なくされた場合の困難

多くの人々が密集する体育館等での避難生活は、知的に障害のある子供たちにはさまざまな困難が生じ、保護者にとっても精神的に厳しい状況となります。熊本地震においても、周囲の人からの障害理解が得られず、あるいは遠慮から車中泊や軒下避難を選択された家庭があったこともわかりました。東日本大震災の教訓を考慮し、「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」（平成20年6月）を実質的に改定・修正する形で作成された「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」の中でうたわれているように、地方公共団体や関係機関の福祉避難所に対する理解が進み、確保・設置が推進され、災害時に配慮を要する子供たちへのよりよい対応が実現されますよう貴省のお力添えをお願いいたします。また、貴省事務連絡平成29年1月24日付「大規模災害時の学校における避難所運営の協力に関する留意事項について」のお知らせの内容が教職員、保護者に周知徹底されますようお願いいたします。

平成 30 年度厚生労働省への予算要望事項

全国特別支援学校知的障害教育校 P T A 連合会

会長 石見 佐知子

1. 相談支援事業の拡充等

(1) ノーマライゼーションの理念に沿って、障害があっても一人一人が自分らしく生きていく事が出来るように自立支援協議会を中心に相談事業の拡充を図り、就労や日中活動へ通う障害者のグループホーム等の生活の場を確保してください。また近年、放課後等デイサービスを利用している子供たちが多く、順次卒業を迎え、日中一時支援の利用を希望している方が急増しており、受け入れる事業所不足が喫緊の課題です。事業所が新規参入しやすいよう、日中一時支援の事業所のさらなる拡充も合わせてお願いいたします。

(2) ライフステージに応じて一貫したサポートを行うためには、保護者・教育関係者・福祉関係者・医療関係者をはじめとする支援者が連携し一貫した支援を行うための「個別の支援計画」の活用をお願いいたします。

2. 障害者権利条約・障害者差別解消法への対応

「障害者差別解消法 福祉事業者向けガイドライン」では、福祉分野における事業者が講ずべき、障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針が示されています。「障害者差別解消法」の規定に基づき、福祉分野における事業者が障害者に対し不当な差別的取扱いをしないこと、また必要かつ合理的な配慮を行うために必要な考え方等が記載されています。このことを福祉事業者に周知徹底していただき、事例の蓄積をしていかれるようお願いいたします。

3. 特別支援学校における放課後子どもプラン等の充実

地域社会の中で、放課後等に子供たちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、各市町村において、教育委員会が主導し、福祉部局と連携を図り、原則として、すべての小学校区において、文部科学省の「放課後子供教室」と厚生労働省の「放課後児童クラブ」を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策（放課後子どもプラン）が推進されています。特別支援学校における放課後子どもプランの全校実施についてを早急をお願いいたします。加えて障害のある子供たちが利用できる児童発達支援、放課後等デイサービス、医療型児童発達支援、また学校卒業後に向けた日中一時支援の整備と推進を図り、障害児者が地域で安心して生活ができるようお願いいたします。

4. 医療的ケアの管理と質の向上

医療的ケア実施体制整備事業を踏まえた組織の再編整備と看護師の配置の充実と共に、幼児児童生徒の安全・衛生面を最大限に守りながら、子供たちの教育を支えるため、医療的ケアの管理と質の向上が必要です。また、医療的なケアの必要な子供の場合は医師、看護師、保健師、ケースワーカー等の医療・福祉関係者とのネットワークが欠かせません。そのために文部科学省と連携を密にして、その体制づくりの強化をお願いいたします。

5. 外部専門家（臨床心理士・臨床発達心理士・理学療法士・言語聴覚士等）の指導・支援の拡充

就学前の障害児や特別支援学級に通う子供たちにも、臨床心理士・臨床発達心理士・理学療法士・言語聴覚士等の専門的な療育は欠かせません。巡回指導等専門家の活用を推進してください。また、障害の重度・重複化、発達障害等を含む多様化により、障害のある子供たちへの指導には、より専門性が求められる状況にあります。特別支援学校における指導の充実を図るため外部専門家（臨床心理士・臨床発達心理士・理学療法士・言語聴覚士等）の指導・支援の拡充をお願いいたします。

6. 障害者雇用のさらなる拡大と継続雇用のための施策の充実

障害者の雇用促進のために、法定雇用率を周知していただくこと、継続して働き続けることができるためのあらゆる支援をお願いいたします。地域の就労支援センターを活用するとともに、企業、学校、労働関係機関と連携強化をお願いいたします。そして、特別支援学校高等部生徒の就労を促進するため、在学中の企業等での実習の強化を図ってください。また、障害者のあるなしに関わらず、あたりまえに地域の一員として生活できる社会を実現するため、経済産業省・関係諸機関と連携し障害者の雇いをさらに拡大させる取り組みをお願いいたします。

7. 災害時の避難所について

多くの人々が密集する体育館等での避難生活は、知的に障害のある子供たちにはさまざまな困難が生じ、保護者にとっても精神的に厳しい状況となります。熊本地震においても、周囲の人からの障害理解が得られず、あるいは遠慮から車中泊や軒下避難を選択された家庭があったこともわかりました。東日本大震災の教訓を考慮し、「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」（平成20年6月）を実質的に改定・修正する形で作成された「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」の中でうたわれているように、地方公共団体や関係機関の福祉避難所に対する理解が進み、確保・設置が推進され、災害時に配慮を要する子供たちへのよりよい対応が実現されますよう貴省のお力添えをお願いいたします。